

# コラム《e-Tax利用の簡便化に向けて準備を進めています》

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルでの認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31年1月からご利用いただける予定です。

## マイナンバーカードによるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

- e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出し、e-Tax用のID・パスワード(※)の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。
- 今後e-Taxを利用する場合に、医療費通知情報を活用した手続の簡便化などに向けた取組を進めています。

## ID及びパスワードによるe-Tax利用

マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします(注1)。

- 厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います(注2)。
- メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります(注2)。

注1:マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応(導入後、概ね3年を目途に見直し)として行います。

注2:なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

※e-Tax用のID:利用者識別番号 e-Tax用のパスワード:暗証番号

## ～マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ～

### ご利用の流れ

現  
行



簡  
便  
化  
後

